

懲戒処分事案の監督責任について

本学は、平成28年2月17日付けで本学教員を懲戒解雇処分とした事案について、本件にかかる監督責任者である当該学部長を平成28年6月1日付けで口頭による嚴重注意としました。

また、学長は、自らの報酬を自主返納（報酬の10分の1を1ヶ月）することとしました。

平成28年6月7日
奈良女子大学